

# Japan tax alert

EY税理士法人

## インドー デジタルサービスの 国外供給者に対する 新しい役務提供地規則

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

インド政府は現行のサービス税を2016年12月1日付で改正し、国外の役務提供者が個人及び政府に対し提供するデジタルサービスを課税対象としました。

現状では、事業用以外の目的で個人及び政府がかかるサービスを輸入する場合、サービス税は免税となっていますが、今回の改正により、該当するデジタルサービスプロバイダーは、(本人又は代理人により)インドのサービス税当局に登録し、実効税率15%のサービス税を納付しなければなりません。これは、インド国内のサービス受給者に対しデジタルサービスを提供している次のような非インド法人の事業に重大な影響を与える可能性があります。

- ▶ インターネット広告
- ▶ クラウドサービス
- ▶ 電子書籍・音楽・ソフトウェア及び電信ネットワーク又はインターネットによるその他の無形資産の配信
- ▶ デジタルコンテンツ(映画、テレビ番組、音楽など)のオンライン配信
- ▶ デジタルデータストレージ、並びに
- ▶ オンラインゲーム

経済協力開発機構(OECD)は、2015年10月に税源浸食と利益移転の行動1(国境を超える取引に係る電子経済の課税上の課題への対処)を公表しています。既にご存知かもしれませんが、OECDの勧告に沿って新しい均等税(EL)が2016年財政法により導入され、デジタルサービス(現在はオンライン広告に限定)の受給者が6%の税金を払うことになっています。

本アラートについてご不明な点・ご質問等ございましたら、本アラート担当者までお知らせください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	+81 3 3506 2678	yoichi.ohira@jp.ey.com
シヨム・チャブリア	マネージャー	+81 3 3506 2158	shome.chhabria@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20161219

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)

